

教育標準時間認定を受けた子ども（1号認定子ども）の利用者負担額 （幼稚園保育料）案の公表について

■ 概 要

- ・平成 27 年 4 月から開始予定の「子ども・子育て支援新制度」に移行する幼稚園の利用者負担は、これまで園が独自に設定していた保育料から、保護者の所得に応じた保育料（応能負担）に変更される。
- ・保育料は国が定める基準額を限度として、市町村が定める。
- ・国基準案は示されたが、最終的な決定は平成 27 年度国家予算編成後となる。
- ・札幌市の保育料額については、本市の平成 27 年度予算編成を経たうえで、国の政令公布後、規則で定める予定である。（平成 27 年 3 月）
- ・国基準案は私立幼稚園保育料の全国平均で設定したため、これを適用すると札幌市では現行より利用者負担が増加する。（市内の平均は全国より低い。）
- ・保護者にとって、保育料は園を選択する際の重要な要素であり、10 月からの園児募集を控え、札幌市の保育料が示されていないことに、保護者も事業者も強い不安や危惧を抱いている。
- ・新制度への移行について事業者が検討する期間や保護者への周知期間を考慮し、9 月 1 日に利用者負担額（幼稚園保育料）案を公表した。

1 保育料軽減の必要性

- 札幌市は新制度の実施主体として、良質かつ適切な教育・保育・子育て支援の総合的かつ効率的な提供体制を確保する役割を担っており、新制度への移行を円滑に進めていく必要がある。
- 保護者の就労状況に関わらず、全ての子ども・子育て家庭を支援する新制度の下では、保育所入所者との均衡を図る必要がある。
- 国基準案を適用すると、新制度に移行する幼稚園の保育料が現行より高くなり、子育てに係る経済的な負担が増加してしまうことに配慮する必要がある。

2 保育料軽減に当たっての基本的な考え方

以下の内容を勘案して、札幌市の幼稚園保育料を決定することとする。

- 保育所保育料との均衡
- 幼稚園と保育所の利用時間の違いによる負担の均衡
- 現行の幼稚園保育料との均衡

3 札幌市の幼稚園保育料案

(平成27年4月1日以降適用)

入所児童の属する世帯の階層区分			札幌市の利用者 負担額案 月額	国基準の利用者 負担額案 月額
区分	定 義	推定年収		
1	生活保護法による被保護者世帯等	—	0 円	0 円
2	市町村民税が非課税の世帯	～270万円	3,300 円	9,100 円
	市町村民税の所得割が非課税の世帯※		(1,650 円)	(4,550 円)
3	市町村民税所得割課税額	～360万円	10,300 円	16,100 円
	77,100円以下※		(5,150 円)	(8,050 円)
4	市町村民税所得割課税額	～680万円	14,700 円	20,500 円
	211,200円以下※		(7,350 円)	(10,250 円)
5	市町村民税所得割課税額	680万円～	19,900 円	25,700 円
	211,201円以上※		(9,950 円)	(12,850 円)

(備考)

- ① 推定年収は、夫婦（片働き）と子ども2人のモデル世帯の場合のおおまかな目安です。
 - ② 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額（ ）内の金額）、3人目以降については無料となります。
 - ③ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する予定です。
- ※ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。